

第4回の調査会で出された意見等

1. 原料原産地表示の目的

2. たたき台の論点

①原料原産地表示は、消費者が商品選択をする際の重要な情報であるので、消費現場での商品選択時

に役立つものが求められるであろう。

②原料原産地表示は、消費者にとって商品選択をする際の重要な情報であるので、表示に当っては、わかりやすさが求められるであろう。

③食品衛生法ならびにJAS法とも食品に係る法令及び通達は、国際食品規格(Codex)に準拠して制定されており、原料原産地表示についてもこれに準拠することが求められるであろう。

④頻繁な原材料の変更に伴う煩雑な作業の発生等、事業者によるコスト負担を考える必要がある。また、単純ミスにより生じる食品回収の問題の発生等を考慮して、実行可能性があることが求められるであろう。

3. 現在の2つの要件について

4. 原料原産地表示の新たな表示方法について

原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会

2011. 6. 8

消費者委員会事務局

○原料原産地表示の目的

ヒアリング項目	原料原産地表示の拡大の進め方についての調査会で出された意見等
原料原産地表示の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・原料原産地表示を本当に今、消費者が求めているかという点、そんなに、高い関心を持っていない。安全の方は当然、いつでも関心を持っているでしょうが、そういう中で、拡大ありきで話が進んでしまうと、消費者の意思と全く違うところで話が進んでしまうのではないかとこのような心配をする。 ・原料原産地表示は何で必要となっているのかということをもとに固める必要がある。 ・商品選択に資するということは非常に大事なことであるが、この原料原産地表示が真に消費者が求めているものなのか。この問題の議論は、まだまだ不十分ではないか。 ・安全性に関する表示に対してははかかなり優先的に表示されるべきである。今回のこの原料原産地表示に関して、安全性を示すものではないという部分は統一的な見解になってきたのではないかと。したがって、優先順位としては安全性よりはかかなり下のところではないか。 ・原料原産地表示は安全性という問題ではないということをはきちと押さえておかないと、遺伝子組換えの問題とか、汚染の問題とかというふうなところで、国でそれを表示してもそれはクリアーできる話ではないので、そこは議論の筋道からは違うと思う。 <p>・生鮮食品、加工食品とでは商品を選択する要因が異なるというような印象を持った。選択の要因としては、1点目に、これは食品だから、当然、嗜好性、おいしさを示唆する視点から、生鮮食品については原産地がかなり関わるだろうと思う。加工食品については添加物、加工技術が関わるのではないかと考える。2点目は健康への関わりで、健康を増進する、あるいは逆に阻害するという関わりから、成分を見て、それぞれ個体の状況によってもとらえ方が違うが、構成成分によっての商品選択があるだろうと思う。3点目の栄養については、カロリーやその日の一日に自分がどれだけ、その成分から栄養を摂ればいいということもそこから見る事ができるかと思う。4点目に、安全性、これはアレルギーに關与する成分などが挙げられ、この4点その要因になるだろうと思う。この4点を生鮮食品と加工食品に当てはめた場合、原料原産地は加工食品を選択する因子として当てはまらない。生鮮食品の選択因子として原産地は当てはまる。消費者からの問い合わせは、事故があったとき以外は必ずしも多くないというようなこともヒアリング等でもわかっており、むしろ加工食品においては、消費者からの要求を満たすという視点で見ると、原産地より品種であったり、あるいは加工技術によっておいしさが変わるということの要因の方が大きいので、このようなことから伝える表示の方が選択要因になるのではないかと感じている。</p> <p>・生鮮食品と加工食品はやはり違うと思う。生鮮食品は100%、その原産地で収穫された食品そのものがそのままその品質になっていく。加工食品の場合は、できるだけ差異が出ないように調製をしようとしている。つまり、常に同一の品質が確保できるような形で提供される。そういう方向でそれぞれの事業者が工夫をされている。そうすると、生鮮食品と加工食品とは明らかに違いがある。</p> <p>・加工品と生鮮品が違うということは全くないと思っている。加工品についても全部生鮮品、生きている動植物を原料として、そこからつくっているから、そこに線引きはない。基本的には、素材、原材料は生物からつくっているわけだから、どこの素性のものかということを知りたい、それは生鮮品と加工品の区別はないと思っている。</p> <p>・生鮮が義務化表示になって以降は、それまで相当増えた輸入の生鮮の野菜も果物も、今は相当減った。これは選択されないからで、品質ではない。品質はもう外国産とそう差がない現状がある中で、どこどこ産、素性を知りたいといった消費者の方のニーズが逆に国産に向かっている。これはまさにJAS法第1条の、需要に則した生産振興という条文と一致している。</p>

※必ずしも調査会の発言をそのまま転載したものではない。発言の趣旨が明確になるよう、適宜修正した部分がある。

〇たたき台の論点①

たたき台項目	原料原産地表示の拡大の進め方についての調査会で出された意見等
<p>原料原産地表示は、消費者が商品選択をする際の重要な情報であるので、消費現場での商品選択時に役立つものが求められるであろう。</p>	<ul style="list-style-type: none">・「消費現場での商品選択時に役立つ」というときに、(原料原産地表示の)拡大を前提にして、この消費者の選択権を確保するという意気込みをしっかりと示す必要がある。・商品選択のときの判断基準として、生鮮品と加工品がどう違うのかと考えると、私はほとんどイコールだと思っている。生鮮品の場合、地産地消という動きの中で、圧倒的に今、自分の住んでいるところと近いものを食べたいという消費者の方々の要望に基づいて需要が出てくる。・国内産と外国産についても、表示の中で消費者は判断された上でどちらかを選ぶ。現実には、この50%ルールの中に輸入物は相当隠れ込んでいる。それが国産であるというふう信じ込まれて実際消費されている。こういう実態をもう一度きちんとここではっきりさせるべき。・原料原産地表示があることによって、喜んでそれを買う、期待してそれを買う、でないといけないわけで、買いたくないとか、これを食べたくないという方向で原料原産地表示も必要である話になると、全く意味がないと思う。

○たたき台の論点②

たたき台項目	原料原産地表示の拡大の進め方についての調査会で出された意見等
<p>原料原産地表示は、消費者にとって商品選択をする際の重要な情報であるので、表示に当っては、わかりやすさが求められるであろう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実際のさまざまな加工食品において、消費者としてはこれは食べたくない、あるいはこれを食べたいとか、さまざまな要求があると思うが、消費者が知りたがっていることがすんなりとわかる表示ルールも併せて必要。 ・現在の原料原産地表示のルールは非常に消費者にとっては使いにくい、わかりにくいものであるということから、これを消費者にとっての選択権を確保するためのルールに変えていかなければいけないという要請があるのではないかと思う。 ・わかりやすさという点で、実は非常に品目によって違っている。漬物は、重量順に原産地の表示が義務付けられている。ところが、品目によって表示義務が異なるということは非常にわかりづらい。事業者にとっても公平性に欠けると思っている。この品目は原産地の表示義務がある、この品目は表示義務がないといった今の体系よりは、一律的に表示義務がすべて課される、それも実行可能性のある方法については、それは工夫の仕方では可能であると私は思っている。 ・重量順で1番、2番だけを、これは必須であるということにして、公平性、いわゆる事業者間でフェアな競争を促す。あちらは表示しなくていい、こちらは表示するといったことでは、フェアな競争にならないから、基本的には一律的なルールを適用すべきである。 ・本当に小さな表示面積に対して事細かな表示というのは到底できるものではないということで、直接的な商品に対する表示以外に、ウェブ上での情報提供とか、それに代わる手法も含めて考えていくべきではないか。 ・わかりやすさという意味で、何でも原料原産地を書くことによってわかりやすくなるのか。これは非常に考え物である。 ・生鮮品は即産地だから、地産地消ということがあって、どこ産のものは非常にわかる、産地表示のある生鮮食品を選びたがるのはすごくわかるが、加工品は本当に全部書くことがいいのかとなると、かえって難しくなるというか、わかりにくくなる。それを説明する方も大変で、それを理解する方も大変。そういうような現実が起きるのではないか。

○たたき台の論点③

たたき台項目	ヒアリング内容	原料原産地表示の拡大の進め方についての調査会で出された意見等
<p>食品衛生法ならびにJAS法とも食品に係る法令及び通達は、国際食品規格(Codex)に準拠して制定されており、原料原産地表示についてもこれに準拠することが求められるであろう。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・Codexの表示部会においても、まだいろいろな問題が懸案事項としてあるわけで、Codexでこう決まっているから、これに基づかなければいけないという形ではなく、日本が率先して、こういったルールが望ましいという提案をしてもいいのではないかと。 ・非関税障壁の問題ともつながってくるので、これに準拠してというのは当然のこと。 ・Codexについては、原料原産地表示の必要性について、数年前か十数年前か忘れたが、1度議論されている。そこで決まったことは、「議論をして決める必要はない」ということで議題から外れた経緯がある。何か状況が変わるとか、世界的に原料原産地表示ということが本当に何を差しおいても必要なものであるというようなことがない限り、言い出しても取り上げられないのではないかと。今、必要なものが議論されているCodexの議論の中で決まったことについては準拠していく方がいいと思う。

○たたき台の論点④

たたき台項目	原料原産地表示の拡大の進め方についての調査会で出された意見等
<p>頻繁な原材料の変更に伴う煩雑な作業の発生等、事業者によるコスト負担を考 える必要がある。また、単純ミスにより生 じる食品回収の問題の発生等を考慮し て、実行可能性があることが求められる であろう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・確かに原材料が変わるということはあるが、一定の国からの材料があって、その中でのローテーションのようなものもかなり多い、そういった原材料が変わるからできないというわけではなく、変わったとしてもできるようなルールをしっかりと考える必要がある。 ・コスト負担については、事業者にとっては新しいルールを守っていただくということで、事業者間における競争ルールに基づいた活動をしていただくということではないかと思う。消費者の選択権にとって、必要だから事業者にがんばって頂くという姿勢が必要。 ・ミスによる食品回収の問題が起こりかねない、実行可能性が必要であるということについても、これはコンプライアンスの問題だから、しっかりと法律あるいはルールを守っていただく方向性で協力していただくことが望ましい。 ・韓国はなぜできているのか。なぜ同じことが日本でできないのか。それは、韓国はさまざまな業界の事情を酌んで、やはりある程度、運用的なルールをつくっている。そういったところをまずやるという前提でもって、できないのは何かというところをつぶしていくという議論の進め方にすべきである。 ・メーカーの側は十分に表示の備えがある。ただ表示にはリスクが伴う。それは分かるが、情報開示すべきであるというところとのバランスである。実効性のあるぎりぎりのところはどこかを探らないと前に進まない。もう一度、なぜできないのかというところの議論を深めるべきであると思う。 ・一番心配なことは、原料原産地表示を確認する手法がまだできていない中で、偽装表示に対してどう対処していくのか。偽装表示を防止するための方法論を的確につくっていかない限り、この原料原産地表示という問題は非常に偽装を生み出しかねない。 ・強調表示等で原料原産地を表示しているものについては、それをきちっと裏付けるものを整えておくことによって、その情報が正しい、適正な情報であるか。そこまできちっと、ある意味、裏づけの書類等を用意していただく。そういう制度をきちっとつくっていくことが必要。 ・コストについてだが、とにかく何かを動かす、あるいは新しいことをするとしたら、当然、その費用はかかる。非常に細かいところまで管理・コントロールしようと思うと、それは膨大な費用がかかってくる。その分を消費者が容認するのであれば、それは一つの手かもしれないが、それは嫌だ、でも、原料原産地は表示してほしいということになってくると、なかなか意見が合わなくなってくる。基本的にメーカーも、中小も含めて一生懸命努力をして、調べればわかる仕組みを構築しているので、問い合わせがあれば調べる事が大部分はできるという事実がある。 <p>・主要原材料といっても、例えば比較的シンプルな原料を使っている加工品であったとしても、非常に中身はごろごろ変わっているという話があった。そうなると版を変えたりやるのが難しいというのは理解できる。それでもいいから書けということであれば、書かなくてもトレースはできるので、必要とあれば調べる仕組みは、中小も含めても、各社とも持っている。そういうことなので、重量順に1番、2番の主要原料だけでも書けというのも、現実問題は非常に厳しい。</p>

○現在の2つ要件について

ヒアリング項目	原料原産地表示の拡大の進め方についての調査会で出された意見等
<p>2つの要件について</p> <p>要件Ⅰ：原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、</p> <p>要件Ⅱ：製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・50%の線引きを行う件だが、50%ルールの問題点は、例えばアメリカ産の牛肉と国産の豚肉の合いびきミンチの場合、これは国産の豚が60%で、アメリカ産の牛が40%の場合はどういう表示になるかという点、これは「合いびきミンチ 豚、牛」として、原産地名は国産豚と牛という表示でも構わないから、アメリカはどこにも出てこない。こういった事例はいっぱいある。例えばおもち、ミャンマー産のコンニャク。柿の種でピーナツが40%で、あられの部分が60%であると表示する必要はない。ところがピーナツ単体では、これまでの拡大協議の中で表示義務が発生しているが、柿の種になると加工品という名の下に表示しなくていい。そういうことを含めて、もう一度50%ルールの持つ矛盾、問題点を徹底的にここで洗い出すべきであると思う。 ・さまざまところで、49%であれば表示の義務がない。例えば生鮮品であっても、カットでレタスとキャベツとトマトを3つミックスで50%以下にすれば表示義務はない。これが加工。加工というものは、少なくともこの延長線上にある。その延長線にある中で、50%に満たなければ表示の義務がないといったことはやはり正しくない。少なくとも主原料というものについては、どこのものかという氏素性は明らかにすべきで、消費者の方に情報公開はするべきである。その上で選択してもらおう。要は、国産という優良誤認の中に隠れて、それでもって選択されているようなケースについては、やはりきちっと情報公開してほしい。 ・以前から消費者としても、50%で切ることによってわからない部分が非常に多いということだから、これまでの基準は改めるべきではないかと思う。 ・50%ルールの話が出ているが、例えば国産豚60%、アメリカ牛40%の合い挽きミンチの例で、アメリカ産の牛の品質が非常に劣っていてそれが隠れているというのであれば、その商品のキャラクターを決めてしまうので問題かもしれないが、品質が別に悪くないのであれば何が問題か。アメリカ産であるかどうかを知りたいことが本当に大きな問題かとなると、果たしてどうなのか。どこで線を引いても同じことになる。30%だろうが、40%だろうが、50%だろうが、同じことになるから、品質のことを考えれば、やはり半分より多いというのが一番妥当な線ではないか。これが共同会議でもそういう議論で50%という数字が決められたし、今の22品目も基本的にそういうルールの下で決められた、食品群であるはずであり、それでも49%以下のものが商品のキャラクターを決めるのであれば、それは特色のある原材料表示といえますか、強調表示みたいなところでその商品のキャラクターを説明すればいいと思う。 ・もう少し幅広く品質というものをとらえて、品質が変わらないということではなくて、どういうふうな素性のものであるかについても消費者は関心を持っている。 ・品質面においても遺伝子組換えがどうかといったようなこと、アメリカで殺菌のための放射線照射がなされているといった問題とか、あるいは飼養管理のときにさまざまな成長ホルモンを使っているとか、いろんな薬剤が使われているとか、そういう飼育の問題等も含めると、どこの牛肉であるか、どこの畜産物であるかといったことは非常に消費者としては気になる。もう少し幅広く品質という問題をとらえて、どこの国のどういうつくり方をしているものなのかということがわかるようなルールを今後は考えなければいけないと思う。 ・遺伝子組み換えなど科学的に評価が定まっていないグレーゾーンの問題については、消費者が知りたい項目については、原料原産地表示の基準をつくる時に非常に重要な要素になる。メーカーも気にしているし、消費者も気にして商品選択をしている現実にかたえるべき。 ・品質の部分についてのさまざまな不確定要素も含めた、あるいは消費者の選択の際のいろんな判断基準といったことも含めて、これまでの2つの基準以外のものも検討すべきではないか。 ・今のルール、要件Ⅰ、要件Ⅱというものは非常によくできたルールであって、これは生かしておいて、例えば何か要件Ⅲを加えるという議論になれば、今の22品目にも相当するし、新たに加えようとするものにも相当するのであれば検討するに値するということではないかと思う。 ・原産地で、何を消費者は求めているかという点、嗜好性、おいしさを原産地で判断するということであると思う。そういったことから、この要件Ⅱは、原料の品質の差異を原産地によって大きく反映させるということで、必要なことである。要件Ⅲについては、例えば50%以下のものでも、その品質の特性を持たせることができるのであれば、それは当然、その品質に差異が生じさせるということであるので、表示すべき内容と思う。

<p>品質を示すのか、情報提供なのか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要件Iの品質の差異、ここは非常に重要な要件であると思う。その品質に影響するようなものがきちっと表示される。ただし、その品質の差異が原料原産地によるものかどうかというところでは、やはり品種、消費者がその商品を選択するときに、この料理に使うための素材として選んでいくときに、原産地よりも品種の方が優先されるものではないかと思う。 ・50%ルールのところをどうするかという問題だが、幾つが適正なのかということも、その基準というものが非常に作りにくくなっていくところがあるので、品質に大きな影響を及ぼすという意味では、2分の1を超えるというこの数字というのはかなり適正なものであると思う。例外規定はあるかもしれない。その例外の部分をどう作り込むかというところはある。 ・50%ルールについても、主要な原材料で、例えば冠を冠した商品があるが、それはたとえ20%でもきちっと、どこどこ産とか、どここの原材料かということを消費者に表示すべきであると思う。 ・理想的には、主原料というものはすべて、重量順に1番、2番だけでも原産地表示を表示することで構わない。それが大きなコスト増になるとは思えない。 ・冠食品で冠によってキャラクターを付けるものに、原料原産地表示を付けることは不自然ではないが、冠の定義を決めるのが難しい。 ・品質あつての商品情報であれば、やはり品質を決めるウェイトがやはり全体を占める割合が一番多いという意味では、50%という数字は必要ではないか。要件IとIIで連動してこそ意味があるのではないかと理解している。 ・50%というところに関わってくるが、例えば先ほど例に出していたシイタケなどであれば、これは100%であるので、そのまま品質に影響が出てくるだろう。ただ加工食品の場合は、主原料と言われたそことも関わりますが、それに影響を及ぼすような主たるものについて、50%を超えていれば、表示の対象になる。 <p>・JAS法が品質を基盤にしており、JAS法にのっとって表示をしなければいけないというところで、現在の加工食品の状況からすると、そこがいささか矛盾を来してきている。品質の差がどんどん少なくなってきていて、加工食品で加工度が高くなると、たとえ50%含んでいても、余り品質に差がなくなってしまっているという現実が一方ではあって、でも、やはりJAS法でやらざるを得ないので、品質ということを意識せざるを得ない。もう一つ矛盾なのは、品質についての概念がない。品質とは一体何ですかと言った場合に、明らかに科学的にこうだから品質が違いますと言える根拠がない。何となくおいしいとか、イメージがいいとかというようなところだから、そこが矛盾の最大の根本みたいな感じがして、ここをどう考えるかということをお客様と少し議論をしていただいた方がいいのではないかと。原産国表示を品質の差ということで行くのか。そうではなくて、情報の提供であるという考え方で行くのかということになると随分変わってきて、そこで50%ルールをどう考えるかということと、1番、2番、3番まででいいというような表示の仕方にしていくのか。そうすると、全加工食品を対象にするのかというような問題が起こってくるわけで、この基本的なところをお客様どう考えているのか、少し議論してはいいかがか。</p>
------------------------	--

- ・情報提供といったことは非常に重要視すべき。今や統一した食品表示のルールをつくるという時代であると思うので、食衛法とJAS法の垣根といったものもこれから取り払われていく状況は、やはり見据えていかなければいけないと思う。JAS法だからということで限定するのではなくて、むしろここでは原料原産地表示の在り方を先取りすることによって、これからの食品表示のそれぞれの縦割の在り方も変えていくという意気込みこそ求められている。品質について言えば、広い意味での品質を考えて、やはりそこでの消費者が選択をするときに非常に気になっていることを是非盛り込むという方向性が求められている。
 - ・氏素性によって、当然、品質の差が出るんだろうというふうに多くの消費者の方が思っていると思う。今はほとんど差がないわけだから、そう思っているのと現実はどうなのかわからないが、一般的にはそういう認識がある以上は、品質の差と原材料の原産地がどうかということとはやはり結び付くんだろうと思う。
 - ・加工度の高いものになって、品質が均一してくると、それは勿論、みんな同じ品質となって、何も品質の差が出ないということになる。比較的、生鮮品に近いもの、生鮮品と同じような扱いをされるものであるからこそ品質に差があるのであって、だからこそ50%以上であるから差が出てくるということ。例えば非常に加工度の高いものまで、含まれている原料の原産地まで書けなどという話を始めてしまうと、もともとの原料原産地表示の考え方と違ってきてしまう。しかも、これは義務化ですので、義務化をしたときの話になると、加工度が高いものは、その対象としてはなり得ないと思う。
 - ・情報提供はあくまで企業の任意であり、義務化してまでさせるものではない。今回、原料原産地表示の検討はあくまで義務化としての考え方をまとめようとしているわけだから、この情報提供の話とは、議論がずれると思う。企業が努力して情報提供するのはやぶさかではない。むしろ積極的にやってくれとアピールするなり声をかけるのは構わないが、義務化となると情報提供の範囲ではない。
 - ・22品目の中でも加工度の高いもち、緑茶、コンニャクが入っている。
 - ・7月から始まる米トレーサビリティ法によって、清酒とか米の菓子、それからみりんとか、そういったものは義務化になる。これはやらなければペナルティーが入る。これとの整合性はどうなるのか。原料にしてしまえばわからないので、品質の差というよりも、価格差が大きいからこのようなかたちになった。
 - ・品質の差異というところだが、この性質を決めるのはやはり構成成分であると思う。その構成成分によって、いろんな味、香り、そしてテクスチャーが変わってくるということで、生鮮食品はそれがもろに産地によって影響を受ける。加工度の高いものは、この成分の差異を技術でカバーして均一のものにする。加工度の高いものは産地の影響は少なくなる。
 - ・JAS法の品質を中心にした規定にしていく中で、義務化と任意表示、ここの違いというか、今、この段階ですべて、そういう加工度の非常に高い加工食品まで含めて義務表示にしていくということは、かなり時期尚早であろうと思う。
- ・品質というものの定義ははっきりしていないけれども、やはり何らかの品質の差を原産地表示に求める。なぜならば、それは義務という強い縛りがあるから、強調表示のような任意表示ではないので、かなり狭く考えざるを得ないというようなところが大体の意見であると思う。そうすると、やはり50%ルールというものもおのずから決まってくるというふうな印象を受けた。
- ・品質の差異が非常に重要で、義務化の対象だからということで、50%の問題も非常に重要な要素であるというまとめ方については、留保したいと思う。

○原料現地表示の新たな表示方法について

ヒアリング項目	原料原産地表示の拡大の進め方についての調査会で出された意見等
<p>食品の表示に関する共同会議報告書(平成21年8月28日)で示された、新たな表示方法について</p> <p>①切り替え産地を列挙する可能性表示</p> <p>②「国産」・「外国産」又は「輸入」といった大括り表示</p> <p>③輸入中間加工品の原産国表示の方法の導入</p>	<p>・③. 原料原産地情報が不明な場合でも、輸入中間加工品の原産国表示については、やろうと思ったら確かにできるが、こんな情報があるって喜ぶか、こういう情報を気にするのか。例えば前にギョウザ事件があった時は、確かに、どこでつくったか、中国のどここの何とか食品であるとか、それは要望があったのかもしれないが、あれからずっと時間が経って、今、そういう問い合わせもほとんどない状態の中で、本当に中間加工の場所を気にするのかという気がする。</p> <p>・②. 「外国産」と書いたところで結局は聞いてくるので、「国産」以外は「外国産」と書いても意味がないし、必ず質問が来るので、かえってお客様対応室みたいな人たちが大変な世界になるかもしれないので、これもどうか。</p> <p>・①. 内容が一致しないということで、これは実行可能性ということから考えた場合、一致しないので、これは可能性表示はないであろう。②、100%一致しないにしても、大きな枠の中では一致するので、これは場合によってはあってもいいと思う。③は余り意味がない。</p> <p>・②の大きくり表示については、これでは非常に不十分である。③の中間加工品の問題については、今、例えば日本の放射性物質の汚染の問題が、例えば日本がつくっている加工食品が海外に輸出される場合に、どういう取り扱われ方をするだろうかというふうなことを考えたときに、かえって風評被害が拡大してしまうことがないようにするためにも、実際に中間加工品であっても、どういうふうな素性のものであるかということ、今、示しておくことが世界的にも非常に必要な時代になってきたなと逆に考える。</p> <p>・小さいスペースの中にいっぱい書こうとするとそれはできないことはわかっているから、その中で一定の要件・ルールをきちっと決めてしまって、同じ公平なルールに基づいて製造メーカーの方には表示していただくということをしてしまえば、できないことはないと思う。今、すべてを表示するという事までは、私は消費者の方は求めていないと思う。本当に主要な原材料はどこなのか、氏素性はどこなのかということだけきちっと情報開示すれば、それで十分ではないかと思う。</p> <p>・①の切り替え産地の列挙、これは本当に表示する項目が多くなってしまう。本当にわけがわからない表示になるので、これは不適切というのは言うまでもない。可能性の高いのは②の「国産」「外国産」という、この大きくり表示の部分で、これであれば義務表示となってもそれほど大きな問題になることはないのではないかと。少なくとも、義務表示と言うからには罰則が伴うもので、どうやっても表示ができるようなものでなければ無理であろう。そういう意味では、この大きくり表示は可能性があると思う。③の中間加工品に関しては、これを表示するという意味が本当にどこにあるのかという意味では少し疑問を持つ。</p>